

通達甲（交. 規. 規2）第18号

平成23年12月22日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

交通安全施設管理運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、交通安全施設管理運用要綱を制定し、平成23年12月22日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通安全施設管理運用要綱

第1 目的

この要綱は、交通安全施設（信号機を除く。以下同じ。）の適正な管理及び効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

交通安全施設の管理及び運用については、交通安全施設管理規程（平成23年12月22日東京都公安委員会規程第5号）、交通安全施設管理規程の施行に関する規程（平成23年12月22日訓令甲第21号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 交通規制管理システム 交通基本情報管理システムを構成するシステムのうち、交通規制並びに道路標識及び道路標示に係る情報管理を行うシステムをいう。
- 2 規制管理データ 交通規制管理システムに登録したデータのうち、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う交通規制（以下「公安委員会の交通規制」という。）の決定年月日、実施年月日、内容等のデータをいう。
- 3 標識管理データ 交通規制管理システムに登録したデータのうち、法第4条第1項の規定により公安委員会が設置する道路標識の管理番号、設置場所、種類、設置年月日、移動年月日等のデータをいう。
- 4 標識組立図 交通規制管理システムから出力した道路標識の組立図をいう。
- 5 標識等設置図 交通規制管理システムから出力した道路標識の設置場所を記載した図面をいう。
- 6 パーキング・メーター等基番図 パーキング・メーター（パーキング・メーターに附帯する設備を含む。以下同じ。）及びパーキング・チケット発給設備（パーキング・チケット発給設備に備える表示その他附帯する設備を含む。以下同じ。）（以下総称して「パーキング・メーター等」という。）の基番号、駐車枠番号等を地図上に示したものをいう。

第4 道路標識及び道路標示の管理等

1 交通規制管理システムによる道路標識及び道路標示の管理

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、交通規制管理システムのデータに基づいて道路標識及び道路標示の厳正な管理に努め、適正な交通規制を図るものとする。

2 公安委員会の交通規制に係る上申手続

(1) 一時的な交通規制以外の場合

ア 署長等は、公安委員会の交通規制が必要であると認めたときは、交通規制管理システムに当該公安委員会の交通規制に係るデータを仮登録するとともに、別記様式第1号の「交通規制上申書」に次の書類を添付して、公安委員会（交通規制課規制第二係経由）に上申するものとする。

(ア) 仮登録したデータのうち、規制管理データについて交通規制管理システムから出力した資料

(イ) 仮登録したデータのうち、標識管理データについて交通規制管理システムから出力した資料

(ウ) 別記様式第2号の「道路標識（新設・補修等）上申書」（大型標識の場合は、別記様式第3号の「大型標識・オーバーハング型・オーバーヘッド型・路側可変型・音声式・発光式（新設・補修等）上申書」。以下単に「新設・補修等上申書」という。）

(エ) 標識組立図

(オ) 標識等設置図

(カ) 交通規制の計画場所を明示した管内図

イ 交通規制課長は、前アによる署長等の上申に基づき審査を行った結果、当該公安委員会の交通規制が必要であると認めるときは、当該交通規制上申書とともに、別記様式第4号の「交通規制計画書」を公安委員会に送付するものとする。

ウ 交通規制課長は、公安委員会の決定後、交通規制管理システムに当該公安委員会の交通規制に係るデータを本登録するものとする。

エ 交通規制課長は、前記アによる署長等の上申に基づくほか、公安委員会の交通規制が必要であると認めるときは、前アからウまでに準じた手続をとるものとする。

(2) 一時的な交通規制の場合

ア 署長等は、前（１）の規定にかかわらず、道路工事、祭礼行事、突発的災害又はその他の事由により、公安委員会が行う一時的な交通規制（信号機によるものを除き、既に行っている交通規制の効力を一時的に停止する場合を含む。以下「一時的な交通規制」という。）が必要であると認めたときは、別記様式第５号の「交通規制上申書（一時的な交通規制）」に次の書類を添付して、公安委員会（道路工事によるときは交通規制課道路第一係経由、祭礼行事によるときは交通規制課道路第二係経由、突発的災害によるときは交通規制課規制第三係経由、その他の事由によるときは交通規制課規制第二係経由）に上申するものとする。

(ア) 標識組立図

(イ) 標識等設置図

(ウ) 交通規制の計画場所を明示した管内図

イ 交通規制課長は、前アによる署長等の上申に基づき審査を行った結果、当該一時的な交通規制が必要であると認めるときは、当該交通規制上申書（一時的な交通規制）とともに、別記様式第６号の「一時的な交通規制計画書」を公安委員会に送付するものとする。

ウ 一時的な交通規制の適用期間は１年を超えないものとする。やむを得ず１年を超える場合は、前（１）又は再度前記アの規定による上申の手続をとるものとする。

エ 交通規制課長は、前記アによる署長等の上申に基づくほか、一時的な交通規制が必要であると認めるときは、前アからウまでに準じた手続をとるものとする。

3 道路標識の補修等の上申手続

(1) 署長等は、道路標識の補修、増設又は撤去（以下「補修等」という。）の必要があると認めたときは、交通規制管理システムに当該補修等に係るデータを仮登録するとともに、新設・補修等上申書に次の書類を添付して、公安委員会（交通規制課規制第二係経由）に上申するものとする。

ア 仮登録したデータのうち、標識管理データについて交通規制管理システムから出力した資料

イ 標識組立図

ウ 標識等設置図

エ 補修等の計画場所を明示した管内図

- (2) 交通規制課長は、公安委員会の決定後、交通規制管理システムに当該道路標識の補修に係るデータを本登録するものとする。
- (3) 交通規制課長は、前記（１）による署長等の上申に基づくほか、道路標識の補修等が必要であると認めるときは、前（１）及び（２）に準じた手続をとるものとする。

4 整合性の確認

交通規制課長及び署長等は、前２又は３の規定による上申の手続を行うときは、それぞれの計画場所における交通規制の内容及び道路標識の設置状況と交通規制管理システムの規制管理データ、標識管理データ、標識組立図及び標識等設置図との整合性について確認を行うものとする。

5 警察署長の交通規制

(1) 警察署長の決定及び報告

ア 警察署長は、道路工事、祭礼行事、突発的災害又はその他の事由により、東京都道路交通規則（昭和４６年１１月３０日東京都公安委員会規則第９号。以下「都規則」という。）第４条第１項の規定に基づき、法第５条第１項の規定による交通規制（以下「警察署長の交通規制」という。）を行うときは、あらかじめ別記様式第７号の「警察署長等の交通規制計画書」（以下「計画書」という。）を作成した上、標識組立図及び標識等設置図を添付した別記様式第８号の「警察署長等の交通規制決定書」（以下「決定書」という。）により決定するものとする。

イ 警察署長は、前アによる決定後、警察署長の交通規制の実施前に別記様式第９号の「交通規制報告書（警察署長等の交通規制）」に計画書及び決定書それぞれの写しを添付して、交通部長（道路工事によるときは交通規制課道路第一係経由、祭礼行事によるときは交通規制課道路第二係経由、突発的災害によるときは交通規制課規制第三係経由、その他の事由によるときは交通規制課規制第二係経由）に報告するものとする。

(2) 公安委員会の交通規制の効力を停止する必要があると認めたときの措置

警察署長は、警察署長の交通規制を行う場合において、既に行われている公安委員会の交通規制の効力を一時的に停止する必要があると認めたときは、あらかじめ第４の２の（２）の規定による一時的な交通規制の上申を行い、当該公安委員会の交通規

制の効力停止の決定後に当該警察署長の交通規制の効力を発生させるものとする。

(3) 実施主体の明示

警察署長は、警察署長の交通規制を行うことに伴い設置する道路標識には、その実施主体が当該警察署長であることを明示するものとする。

6 高速道路交通警察隊長の交通規制

高速道路交通警察隊長は、道路工事、祭礼行事、突発的災害又はその他の事由により、都規則第5条第2項の規定に基づき、法第5条第1項の規定による交通規制を行うときは、前5に準じた手続をとるものとする。

第5 パーキング・メーター等の管理

1 パーキング・メーター等基番図による管理

警察署長は、駐車対策課長から送付されたパーキング・メーター等基番図を備え付け、パーキング・メーター等の適正な管理及び運用を図るものとする。

2 パーキング・メーター等の設置の上申手続

警察署長は、パーキング・メーター等を管轄区域内に設置する必要があると認めるときは、別記様式第10号の「パーキング・メーター等設置上申書」により公安委員会（駐車対策課駐車対策第二係経由）に上申するものとする。

3 パーキング・メーター等の休止又は撤去の申請を受けたときの措置

- (1) 警察署長は、車庫の設置等に係る道路状況の変化によるほか、資材等搬入、道路工事、祭礼行事、警備事象等によるパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の駐車枠の一時休止又は撤去の申請の申出を受けたときは、別記様式第11号の「パーキング・メーター等休止・撤去申請書」（以下「申請書」という。）を当該申出をした者に提出させるものとする。

なお、警備事象等により警察署長が申請する場合も同様とする。

- (2) 警察署長は、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、別記様式第12号の「受領書」を交付するとともに、別記様式第13号の「パーキング・メーター等休止・撤去上申書」に受領した当該申請書を添付して、公安委員会（駐車対策課駐車対策第二係経由）に上申するものとする。

- (3) 駐車対策課長は、前（2）のパーキング・メーター等休止・撤去上申書を受領したときは、速やかにこれを審査して一時休止又は撤去の可否を決定し、その結果を申請

者に通知するものとする。

- (4) 警察署長は、法第49条の5の規定による時間制限駐車区間における車両の駐車許可をしたときは、前(3)の規定にかかわらず、速やかに駐車対策課長に電話連絡するとともに、パーキング・メーター等休止・撤去上申書に都規則別記様式第5の「駐車許可申請書」の写しを添付して、公安委員会（駐車対策課駐車対策第二係経由）に上申するものとする。
- (5) 駐車対策課長は、前(4)のパーキング・メーター等休止・撤去上申書を受理したときは、当該パーキング・メーター又はパーキングチケット発給設備の駐車枠の一時休止等の措置を行うものとする。ただし、上申書の送付を受ける前であっても、必要により一時休止等の措置を行うことができるものとする。

第6 点検

署長等は、次の区分により、交通安全施設の点検を行い、設置状況等を確認するなど、その適正な管理に努めるものとする。

1 常時点検

日常の警察活動を通じて行う交通安全施設の設置状況等の点検

2 定期点検

交通規制課長又は駐車対策課長が別に定めるところにより、定期的かつ計画的に行う点検

3 特別点検

強風、雷雨、降雪、地震等により特異な状況が発生すると予想されるとき、その発生直後その他署長等が必要と認めたときに行う点検

第7 損傷、機能障害等の異常を認めたときの措置

1 道路標識

署長等は、第4の3の規定にかかわらず、道路標識の損傷、機能障害等の異常を認めるときは、直ちに現場に臨場し、交通の危険を防止するために必要な応急措置を講ずるとともに、交通規制の効力を維持することが困難と認められる場合は、道路標識の管理番号、設置場所、損傷の程度等の必要事項を交通部長（交通規制課規制第二係経由）に電話速報した上、次の要領に従って手続を行うものとする。ただし、緊急の必要性がない場合は、第4の3の手続によるものとする。

(1) 速やかに別記様式第14号の「緊急補修上申書」により公安委員会（交通規制課規制第二係経由）に上申すること。

(2) 交通規制管理システムにより必要事項を登録すること。

2 道路標示

署長等は、道路標示が摩耗等により本来の効用が損なわれていると認めたときは、交通規制課長又は駐車対策課長が別に定めるところにより、補修の措置を講ずるものとする。

3 パーキング・メーター等

警察署長は、パーキング・メーター又はパーキングチケット発給設備の損傷、機能障害等の異常を認めたときは、直ちに現場に臨場し、速やかに必要な措置を講ずるとともに、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の基番号、設置場所、損傷の程度等の必要事項を駐車対策課長（駐車対策第二係経由）に電話連絡するものとする。

第8 教養の実施

署長等は、所属職員に対し、平素から交通安全施設の適正な管理について指導教養を行うものとする。

別記様式第1号

上申（ . . . ） 第 月 日
年

東京都公安委員会 殿

長

交 通 規 制 上 申 書

規制種別	新設又は改廃の別	件数	延長 (m)	所要標識枚数	規制理由	備考
計						

担当者	
電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第2号

上申(.) 第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長

道路標識(新設・補修等) 上申書

規制種別	本数	枚数	備考
新設標識	本		
補修標識	本		
撤去標識	本		

担当者	
電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

東 京 都 公 安 委 員 会 殿

長

・ オ ー バ ー ハ ン ド 型
 ・ オ ー バ ー ハ ン ド 型
 ・ 大 型 標 識 (新 設 ・ 補 修 等) 上 申 書
 ・ 路 側 可 変 式 音 光 式
 ・ 路 側 可 変 式 音 光 式

標識種別	新設又は補修の別	本数	備 考
灯火式		本	
反射式		本	
可変式		本	
路側可変式		本	
音声式		本	
発光式		本	
		本	

担当者	
電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

交通規制計画書

新設する規制		計 画 年 甲 第 一 号						
規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	標識 枚数

改正する規制		計 画 年 甲 第 一 号							
区分	規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	標識 枚数
旧									
新									

廃止する規制		計 画 年 甲 第 一 号						
規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 5 号

(1 枚目)

上 申 (.) 第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長

交通規制上申書(一時的な交通規制)

規制の新設、改正又は効力停止の区分	
規 制 種 別	
区 間 及 び 場 所	
実 施 期 間	
規制を必要とする理由	
長の意見	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

交通量、う回路等の 検討内容	
安全対策の有無、 住民の意向等	
被覆を要する標識 枚数	
備 考	
担 当 者	電 話

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号

一時的な交通規制計画書

()

新設する規制

規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	期間

改正する規制

()

区分	規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	期間
旧									
新									

効力停止する規制

()

規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	摘要	所轄署	期間

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号

警察署長等の交通規制計画書

新設する規制

()

規制種別 規制番号	路線名 交差点名	区間、場所及び方向	延長	対象	時間	概要	期間

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年 月 日

警察署長等の交通規制決定書

	署長 (隊長)	副署長 (副隊長)	交通課長	課長代理 (中隊長)	係長 (主任)
決 裁					
要 旨	1 決定の内容 別表のとおり 2 交通規制の期間 3 交通規制の理由 4 道路標識等				
起 案 者	所属 階級 氏名 電話				印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第9号

報告（ . ）第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿

長

交通規制報告書(警察署長等の交通規制)
みだしのことについては、別紙のとおりであるから報告する。

年 月 日

パーキング・メーター等休止・撤去申請書

東京都公安委員会 殿

申請者 住所
氏名
電話

申請区分	<input type="checkbox"/> 休止		<input type="checkbox"/> 撤去	
対象施設	<input type="checkbox"/> パーキング・メーター		<input type="checkbox"/> パーキング・チケット発給設備	
	<input type="checkbox"/> パーキング・チケット枠		<input type="checkbox"/> その他 ()	
基 番 号				計 基
期 間	年 月 日	から	年 月 日	まで
理 由	分類	<input type="checkbox"/> 法第44条及び第45条第1項関係における施設等の設置 <input type="checkbox"/> 資材等搬出入 <input type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 祭礼 <input type="checkbox"/> 警備事象 <input type="checkbox"/> その他 ()		

添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 道路使用許可証写し <input type="checkbox"/> その他 ()			
現場責任者	氏名		電話	加入
				携帯
備 考				

注 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第12号

年 月 日

殿

警察署長

受 理 書

別紙申請書を受理いたしました。

申 請 書 上 申 番 号	第	号
------------------	---	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第13号

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会殿

警 察 署 長

パーキング・メーター等休止・撤去上申書

別紙申請については、次のとおり意見を付して上申する。

意 見	-----

道路使用許可	有 ・ 無 : 許可番号 第 号
取 扱 者	係 階級 氏名 電話

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

上申（ . ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

長

緊急補修上申書

標識設置場所	区・市・郡 町・村 丁目 番 号先 (目標)			
補修理由			管理番号	
標識組立図			標識設置図	
			方位	
規制番号			標識柱位置移動の有無	
			<input type="checkbox"/> 同一場所に設置 <input type="checkbox"/> 約 m離れた場所に移設(上記参照)	
柱区分	標識柱補修前		標識柱補修後	
	<input type="checkbox"/> 普通柱 <input type="checkbox"/> ハング柱 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 街路灯		<input type="checkbox"/> 普通柱 <input type="checkbox"/> ハング柱 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 街路灯	
備考				
建植年月日	年 月 日	担当者	印	電話

注 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。